

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

豊山町は、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているが、委託先による不正入手、不正な使用等への対策として、事業者との間に個人情報の保護及び取扱いに関する契約を締結して万全の体制を期している。

評価実施機関名

豊山町長

公表日

令和8年3月2日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務
②事務の概要	新型インフルエンザ等対策特別措置法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 新型インフルエンザ等が発生した場合に、特定接種や、住民接種、予診票の発行、予防接種情報の管理等を行う。番号利用法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報連携を行う。 具体的には、特定個人情報ファイルを次の事務に使用している。 (1)住民基本台帳を基に、予防接種対象者の選定 (2)予防接種の実施の登録(予防接種の種類、実施日、実施場所等) (3)照会申請による予防接種履歴の照会 (4)転入者・予診票紛失者への予診票発行 (5)予防接種により健康被害が生じた場合の給付の支給の請求の受理、請求に係る事実の審査又は請求に対する応答
③システムの名称	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
健康管理情報ファイル、統合宛名ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条及び別表126の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令」(利用特定個人情報省令)第2条の表25の3、153、156の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	生活福祉部保健センター
②所属長の役職名	保健センター所長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	豊山町 企画調整部デジタル化推進室 480-0292 愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字新栄260番地 問い合わせ先電話番号 0568-28-0939
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	豊山町 企画調整部デジタル化推進室 480-0292 愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字新栄260番地 問い合わせ先電話番号 0568-28-0939

9. 規則第9条第2項の適用		[]適用した
適用した理由		

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年2月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人以上]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年2月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
8. 人手を介在させる作業	
[] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
判断の根拠	情報の入力間違いがないよう、入力内容の確認を行う。
9. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<p>[十分に行っている]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れて行っている</p> <p>2) 十分に行っている</p> <p>3) 十分に行っていない</p>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策	
[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<p>[9) 従業者に対する教育・啓発]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策</p> <p>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策</p> <p>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</p> <p>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策</p> <p>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</p> <p>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</p> <p>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</p> <p>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</p> <p>9) 従業者に対する教育・啓発</p>
当該対策は十分か【再掲】	<p>[十分である]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
判断の根拠	毎年、情報セキュリティの自己点検、自己点検結果の共有、情報セキュリティ研修の受講など、職員の情報セキュリティの意識向上に取り組んでいる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年5月18日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要		新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務	事前	必要箇所の追加修正
令和3年5月18日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ③システムの名称		ワクチン接種システム(VRS)	事前	必要箇所の追加修正
令和3年5月18日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠		・番号利用法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号利用法第19条第5号(委託先への提供)	事前	必要箇所の追加修正
令和3年5月18日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和3年2月1日時点	令和3年4月1日時点	事前	必要箇所の修正
令和3年6月30日	I 関連情報 4. 情報ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報提供】 ・番号利用法第19条第7号、別表第二 項番115の2、16の2項、16の3項、17項、18項、19項 【情報照会】 ・番号利用法第19条第7号、別表第二 項番115の2、16の2項、16の3項	【情報提供】 ・番号利用法第19条第7号(令和3年9月1日以降は番号法の改正により、第19条第8号となる)、別表第二 項番115の2、16の2項、16の3項、17項、18項、19項 【情報照会】 ・番号利用法第19条第7号(令和3年9月1日以降は番号法の改正により、第19条第8号となる)、別表第二 項番115の2、16の2項、16の3項	事前	必要箇所の修正
令和3年8月18日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要		新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 (3) 予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書 ¹ の交付を行う。	事前	必要箇所の追加修正
令和3年12月23日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号利用法第9条第1項、別表第一 項番93の2 ・番号利用法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号利用法第19条第5号(委託先への提供)	・番号利用法第9条第1項、別表第一 項番10及び93の2 ・番号利用法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号利用法第19条第6号(委託先への提供)	事後	必要箇所の修正
令和4年5月30日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担当 部署	生活福祉部保険課	生活福祉部保健センター	事後	必要箇所の修正
令和4年5月30日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担当 部署	保険課保健センター所長	保健センター所長	事後	必要箇所の修正
令和4年5月30日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	豊山町 総務部総務課 480-0292 愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字新栄260番地 問い合わせ先電話番号 0568-28-0001	豊山町 企画調整部デジタル化推進室 480-0292 愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字新栄260番地 問い合わせ先電話番号 0568-28-0939	事後	必要箇所の修正
令和4年5月30日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	豊山町 総務部総務課 480-0292 愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字新栄260番地 問い合わせ先電話番号 0568-28-0001	豊山町 企画調整部デジタル化推進室 480-0292 愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字新栄260番地 問い合わせ先電話番号 0568-28-0939	事後	必要箇所の修正
令和4年5月30日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	必要箇所の修正
令和4年5月30日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	必要箇所の修正
令和5年6月30日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	必要箇所の修正
令和5年6月30日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	必要箇所の修正
令和8年3月2日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。	新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。	事後	必要箇所の修正
令和8年3月2日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、ワクチン接種システム(VRS)	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	事後	必要箇所の修正
令和8年3月2日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	・番号利用法第9条第1項、別表第一 項番10及び93の2	番号法第9条及び別表126の項	事後	必要箇所の修正
令和8年3月2日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報提供】 ・番号利用法第19条第7号(令和3年9月1日以降は番号法の改正により、第19条第8号となる)、別表第二 項番115の2、16の2項、16の3項、17項、18項、19項 【情報照会】 ・番号利用法第19条第7号(令和3年9月1日以降は番号法の改正により、第19条第8号となる)、別表第二 項番115の2、16の2項、16の3項	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令」(利用特定個人情報省令)第2条の表25の3、153、156の項	事後	必要箇所の修正
令和8年3月2日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和5年4月1日時点	令和8年2月1日時点	事後	必要箇所の修正
令和8年3月2日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	500人未満	500人以上	事後	必要箇所の修正
令和8年3月2日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和5年4月1日時点	令和8年2月1日時点	事後	必要箇所の修正
令和8年3月2日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる業務	-	十分である	事後	必要箇所の修正
令和8年3月2日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	-	9) 従業者に対する教育・啓発	事後	必要箇所の修正